

障害者とともに ⑥



市内の養護学級生らが校外学習

合同校外学習を長居のスポーツセンターで

九月十四日、市内養護学級の児童・生徒と先生・介助員合わせて一六人が東住吉区の大阪市立長居身体障害者(者)スポーツセンターへ校外学習に行きました。

午前中、全員が温水プールに入り、思い思いに楽しく水しぶきをあげました。

さすがに、学校でのプール指導がよく行われているためか、水をこわがる者はだれもいません。自分で移動することのできない寝たきり状態の児童が、先生、介助員のあたたかい手に支えられ安心して顔を手足をばして遊んでいました。

昼食をすませ、午後から新しい体育館で体をほぐしました。

大きなトラック、ボール、自転車、その他工夫された用具が所狭しとおかれていました。

ふだん、あまり活動的でない児童までも目をかがやかせながら、トラックで跳びはねたり、ボールで跳びはねたり、マットにころがったりしている姿はなんともほほえましいものです。

言葉の不自由な児童、手足の動かしにくい児童、寝たきり状態の児童と障害の内容、程度はさまざまですが、先生、介助員たちはそれぞれの障害に

応じて、血のかよった暖かいふれあいのものに、一日の充実と自立能力の伸長をねがっているいろいろと努力されています。

また、市内の養護学級が一堂に集まり、障害に感じたかわり方を自分の目で確かめることによつて、これからの障害児教育のいくつかが得られるものと思われれます。

満足した子供たちを乗せた二台のバスは午後二時すぎスポーツセンターをあとにしました。

市教委指導課 松尾 信正

地元でモノレール説明会

府下衛星都市間の交通の便を向上させるため、大阪モノレール計画が進められてきています。

このたび第一期事業として大阪国際空港(阪急南茨木駅間)約一・三・四キロ)の計画が大府府によつてまとめられました。

計画は昭和六年度(一部五九年度)の開通を予定しており、沿線の説明会の一環として、本市では十月二日、共同利用施設、石橋会館でルートに関係のある権利者、居住者を対象に計画の概要が説明されました。

人権講座

「差別のない明るい町づくり」をめざして市人権擁護推進協議会は、人権講座を次のとおり開催します。ご参加ください。(無料)

月日	会場	内容	講師
10/23(金) 午後2時~	市役所3階 議会会議室	「違うことこそばんざい」 一障害者の完全参加を考へる	おわさか行動する障害者応援センター代表 牧口 一二
10/30(金) 午後2時~	市役所7階	くらしと人権	常務会顧問大学教授 山吉 長
11/9(月) 午後2時~	大会議室	意識調査からみた 同和問題	奈良教育大学教授 中川 嘉代子

「社会からしめ出される「障害児(者)」」

これまで、「障害児(者)」が、例えば、「目が見えない」「文字が読めない」というとき、それを個人の問題として考えてきました。そして、「健常者」と同じように教育を受けたり、働いたりすることは、できないときめ、学校や職場からしめ出されてきました。また、某教授の「劣悪遺伝子を受けたと気づき、子どもをつくることを慎むのは、社会に対する神聖な義務」という発言、「あの子と遊んだら病気がうつるよ」と言つて、共に生きる場を奪い、「先祖のたたり」とするまじがった観念が、社会にあります。

この差別と偏見が、「障害児(者)」の親に、「この子さえないなれば」という気持ちを持たせました。その典型的なあらわれが、昨年十一月、あるお婆さんが、孫を、「この子がふびんでならないので」と殺した事件です。

この「ふびんな状態」、「お婆さんになさした行為」、「このことを私たちは、今一度、自分のものとして考えてみようではありませんか。



内部を改造し、さらに幅広い活動が期待される教育研究所、青少年指導センター

教育研究所と青少年指導センター

旧図書館跡で業務を開始

池田小学校内に今年の五月二十九日から仮移転していた教育研究所と青少年指導センターは、十月三日から、旧図書館(新町二十四)で業務を始めます。

旧図書館の内部を改造し、一階には、教育研究所事務室、青少年指導センター事務室、相談室(三部屋)、聴力検査室、プレイルーム、視聴覚室などがあります。

教育研究所は教育相談、子どもの意識調査、市史編さんなど幅広い活動を行っています。

青少年指導センターは、青少年の健全育成、非行防止活動に積極的に取り組み、悩みの相談に応じています。

子どものしつけや子育ての相談に

教育研究所

教育相談 二歳から十八歳ぐらいの方を対象に、次のような問題について相談に応じ、必要に応じては心理治療に当たっています。

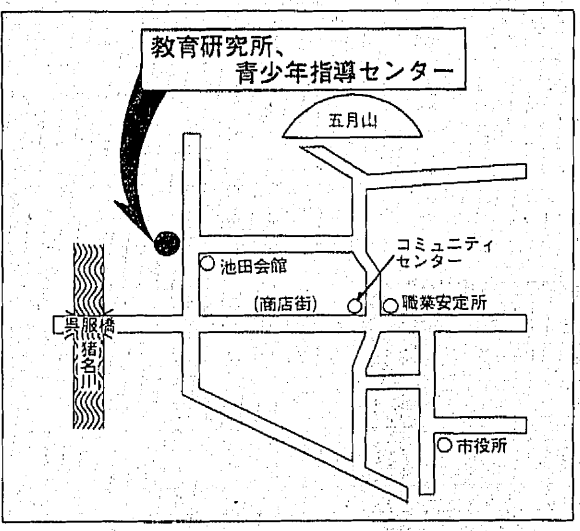
しつけ、情緒不安定、言語障害、学習、習癖、非行、精神・神経異常など。

教育研究所は、学問的なものばかりを研究する堅苦しいところのように受け取られがちですが、そうではありません。

お気軽にご来所ください。秘密は守ります。

調査研究 昨年度から引き続き、「子どもの生きがいとその環境」をテーマに、子どもの意識や実態を探り分析しています。

これは、十二月ごろに中間報告として発表します。



強化改正へ市民集会

「同和对策事業特別措置法」

部落問題解決のため制定された「同和对策事業特別措置法」の強化改正をめざす池田市民集会が十月二日、池田市民文化会館で開かれました。

集会は同法強化改正要請国民運動池田実行委員会(会長・岸井八東、市、市教委ら計74団体)の主催で、友永健三氏(部落解放研究所)の「同和对策事業特別措置法の強化改正と今後の課題」と題する講演がありました。

市民事象 9月30日付(退職)

- ▽福島春三(福祉部参事)
- ▽酒井藤三(水道部参事)
- ▽橋本寛員(消防署警防第一課長)

青少年の非行防止など

青少年非行の低年齢化、粗暴化、広域化や遊び型非行、女子非行の増加が憂慮すべき社会問題となっています。

本市青少年指導センターも、市立各小中学校や関係諸機関団体などと緊密な連携をとりながら、青少年の健全育成、非行防止活動に積極的に取り組んでいます。

青少年の悩みごとは、お気軽に青少年指導センターをご利用ください。(電話)4050、54670)

「国際障害者年」のもつ意味

今年、国際障害者年(一九七五年)、「国際児童年」(一九七九年)に引き続き、「完全参加と平等」というテーマのもとに「国際障害者年」が設けられました。

これらは、「差別」のない世界の実現をめざして、国連が提唱してきたものです。

私たちの住む社会は、「健常者」中心の社会で、「障害者」に対しては、排除しようとする差別意識が存在しています。こうしたなかで、この「障害者年」の意味を、単なる「行事の年」としてスローガンのにとらえていくのはまちがいでないでしょうか。

今年かぎりのものとしてではなく、これを契機に、「障害者」があたたまえの市民として、生活を送る条件をみんなで作る、つくり出すことが大切で、障害者年のテーマは、「障害者」がその「障害」(ハンディキャップ)をもつということ、一方的に何かをしてもらうという受け身の立場をとるのではなく、「障害者」自らが、全ての社会生活に主体的に取り組み、その権利を有するということを意味します。

このことは、「健常者」中心の社会にある「常識」を打ち破り、私たち一人ひとりが、「障害者問題」を考えていくことと深く結びついています。

「みなでつくる差別のない社会」

差別と人権 ⑦